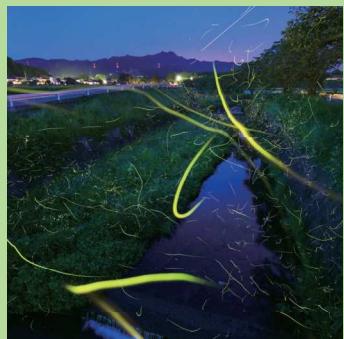


第三次 菊池市総合計画

基本構想 2022▶2029 前期基本計画 2022▶2025



つどう
つなげる
つづける



熊本県 菊池市

ごあいさつ



本市は、平成27年度から令和3年度までの第2次菊池市総合計画において「自然の恵みを守り、自然を生かして穏やかな発展を続けていく安心安全の『癒しの里』きくち」を将来像として掲げ、悠久の中で先人たちが紡いできた歴史と、自然のもたらす癒し、そしてそれらが調和した豊かな暮らしを本市の魅力とし、子どもから高齢者まで、全ての市民の笑顔が輝く魅力あるまちづくりを進めてまいりました。

昨今、全国的な人口減少と少子高齢化の進行をはじめ、デジタル化の進展、地球温暖化に伴う異常気象、新型コロナウイルスによる生活様式の変化、さらにはSDGs（持続可能な開発目標）の気運の高まりなど、時代の変化に対応したまちづくりが求められています。

このような社会情勢の変化に的確に対応し、本市が将来に向けて持続可能な発展を遂げていくため、この度、令和11年度を目標年度とする「第3次菊池市総合計画」を策定いたしました。

本計画は、市民と行政がともに考え、ともにまちづくりを進めることを第一に考え、市の新たな将来像として「人と自然が調和し希望と活力に満ちた『癒しの里』きくち」を掲げ、市民が持つ郷土への誇りと未来へつなぐ熱い想いや行動力を結集し、人と自然を軸に地域経済が活性化し、豊かな生活を送ることができるまちを創造していくこうとするものです。こうした考え方には、SDGsの理念と相通じるところがあり、令和3年5月に内閣府から「SDGs未来都市」に選定されました。

私たちの目指すまちの姿は、誰もが将来にわたって夢や希望を持つことができ、誰もが住みたくなるような活力に満ちたまちであり、3つの「つ」（つどう、つなげる、つづける）を合言葉に、皆で知恵を出し合い協力し、小さな努力をたゆまず続けていく。こうした努力が次の世代に花を咲かせ実となります。先人がそうしてきたように、次の世代により良いふるさとを引き継げるよう、市民一丸となって、その使命を果たしていきたいと思っています。

終わりに、計画の策定にあたり、ご審議いただきました菊池市総合計画策定審議会委員の皆様をはじめ、アンケートやワークショップなど様々な機会を通してご意見をいただきました市民の皆様に、心から御礼申し上げます。

令和4年3月

菊池市長 江頭 実

目 次

第1章 はじめに	第1節 計画策定にあたって 1
	1. 計画策定の趣旨 2
	2. 計画の位置づけ 3
	3. 計画の構成・期間 4
	第2節 本市を取り巻く現状と課題 5
	1. 社会潮流 5
	2. 菊池市の特性 9
	3. 人口動態 11
	4. 財政状況 13
	5. 市民の意向 14
第2章 基本構想	第1節 市の将来像 22
	1. まちづくりの理念 22
	2. 将来像 22
	第2節 土地利用の方向性 23
第3章 基本計画	第1節 総合計画の政策分野と施策の体系 26
	第2節 横断的に取り組む項目の考え方 27
	第3節 菊池市まち・ひと・しごと創生 総合戦略との関係 29
	第4節 分野別施策 31
	1. 産業と経済 31
	施策 1 関係人口の拡大 32
	施策 2 観光の振興 35
	施策 3 農業の振興 38
	施策 4 畜産業の振興 41
	施策 5 林業の振興 44
	施策 6 商工業の振興 46

第3章 基本計画

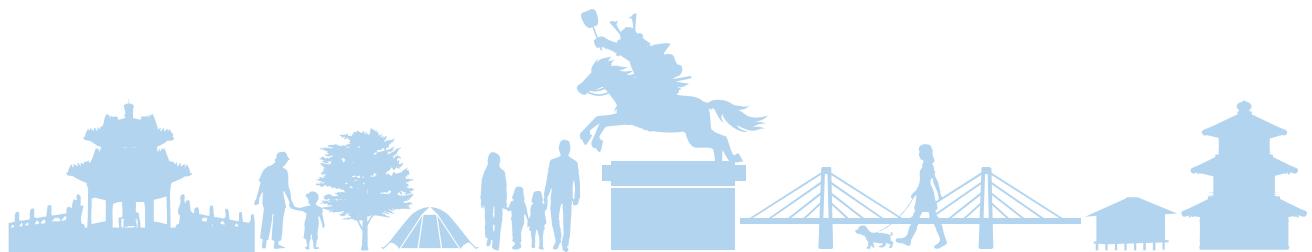
2. 子育てと健康福祉	49
施策7 子育て支援の充実	50
施策8 健康づくりと医療体制の充実	53
施策9 高齢者福祉の充実	56
施策10 障がい者(児)福祉の充実	59
施策11 生活困窮世帯の自立支援	61
施策12 地域福祉の充実	63
3. 自然環境と暮らしの基盤	65
施策13 脱炭素・循環型社会の実現	66
施策14 自然環境の保全	68
施策15 魅力あるまちなか整備	71
施策16 防災・消防体制の充実	73
施策17 暮らしの安全対策の推進	76
施策18 良好な都市機能の形成	78
施策19 道路・交通体系の整備	80
施策20 上下水道の整備	82
4. 教育と文化	85
施策21 学校教育の充実	86
施策22 生涯学習の推進	90
施策23 スポーツの推進	93
施策24 歴史文化の保存と継承	96
施策25 人権教育・啓発の推進	99
施策26 男女共同参画社会の実現	101
5. 市政運営	105
施策27 開かれた市政の推進	106
施策28 効率的な行政運営	109
施策29 財政基盤の強化	111

資料編

1. 成果指標の説明	116
2. 総合計画各施策とSDGsとの関係	134
3. アンケート調査結果	136
4. 審議会委員名簿	140
5. 総合計画策定経過	141
6. 答申	142

第1章

はじめに



第1節／計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成27年度から第2次菊池市総合計画を策定し、将来像の実現に向けて各施策を推進してきました。

その間、我が国における社会を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、これまで認識されてきた課題に加え、新たに対応すべき課題も山積しています。

特に、新型コロナウイルス感染症は社会全体の価値観を大きく変容させ、人々の交流機会の減少や、そのことに伴う消費の落ち込み等から、感染拡大防止と社会経済活動の両立が強く求められています。この状況下で、テレワークやオンライン会議などデジタル技術の活用が活発になるなど、オンラインコミュニケーションの急速な普及にもつながりました。

本市においても、このような社会潮流や環境の変化を踏まえながら、「誰一人取り残さない」地域社会の実現に向けて、地方創生の推進やデジタル化への対応を進めていかなければなりません。また、市民と行政の対話を通じて、市民ニーズを的確に把握し、市民が住んで良かったと感じ、誇りに思える、安心安全なまちづくりを進めることが必要です。

まちづくりの将来像を市民と行政が共有し、実現に向けて総合的かつ計画的に市政運営を開していくための指針として第3次総合計画を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 総合計画は市の最上位計画

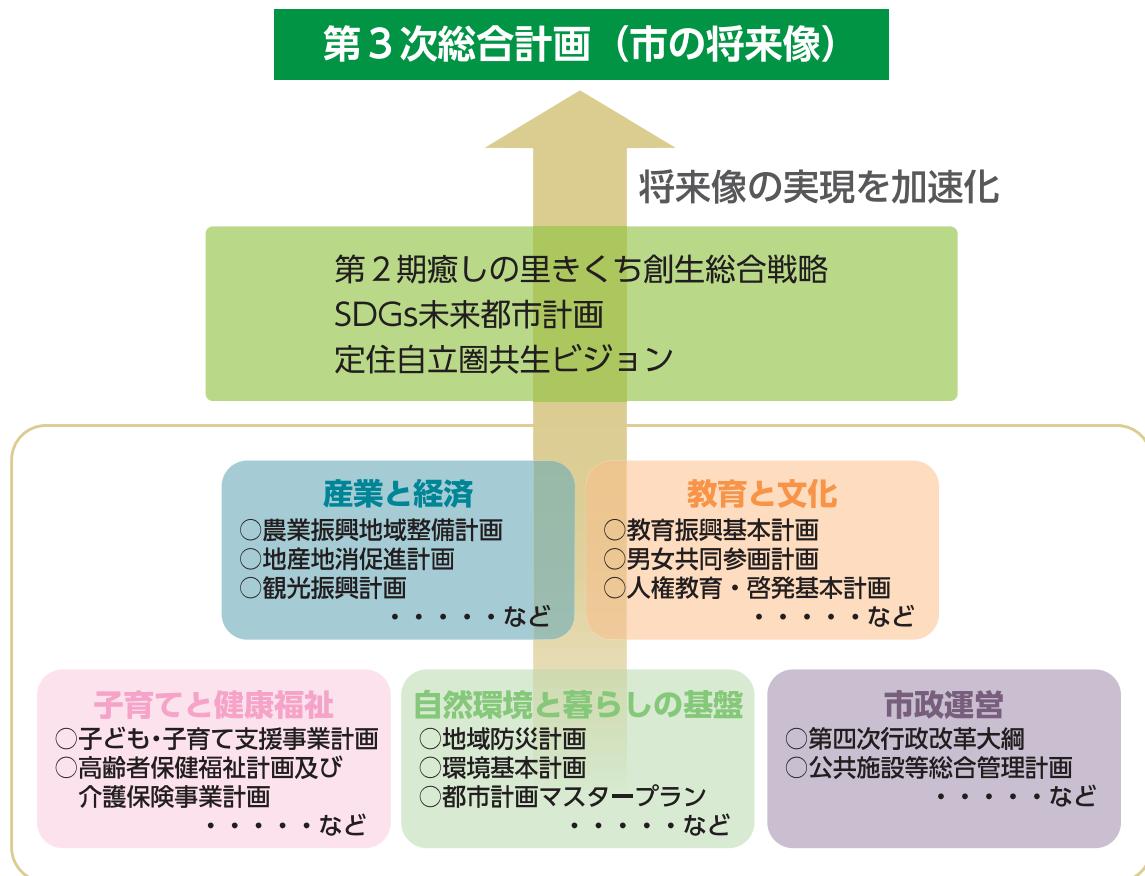
総合計画は、市政運営における最上位の計画であり、行政が携わる全ての分野における主要な施策の長期的な方針を示すものです。

(2) 総合計画と個別計画

総合計画のほかにも、本市には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「地域防災計画」「地域福祉計画」等、様々な個別計画があります。

総合計画でまちづくりの大きな方向性を示し、各種福祉施策や都市基盤整備に関する施策等については、それぞれの個別計画にて細やかに定めています。総合計画と個別計画の両方を推進することにより、住みよいまちづくりを実現していきます。

計画の位置づけ



第1節／計画策定にあたって

3 計画の構成・期間

(1) 基本構想 8年

基本構想は、市のまちづくりの理念や今後目指すまちの将来像（ありたい姿）を明らかに示したもので、計画期間は、令和4年度から令和11年度までの8年間です。

(2) 基本計画 4年

前期：令和4年度～令和7年度

後期：令和8年度～令和11年度

基本計画は、基本構想に掲げた将来像を実現するための具体的な施策を体系的に定め、各施策の方向性を示したものです。

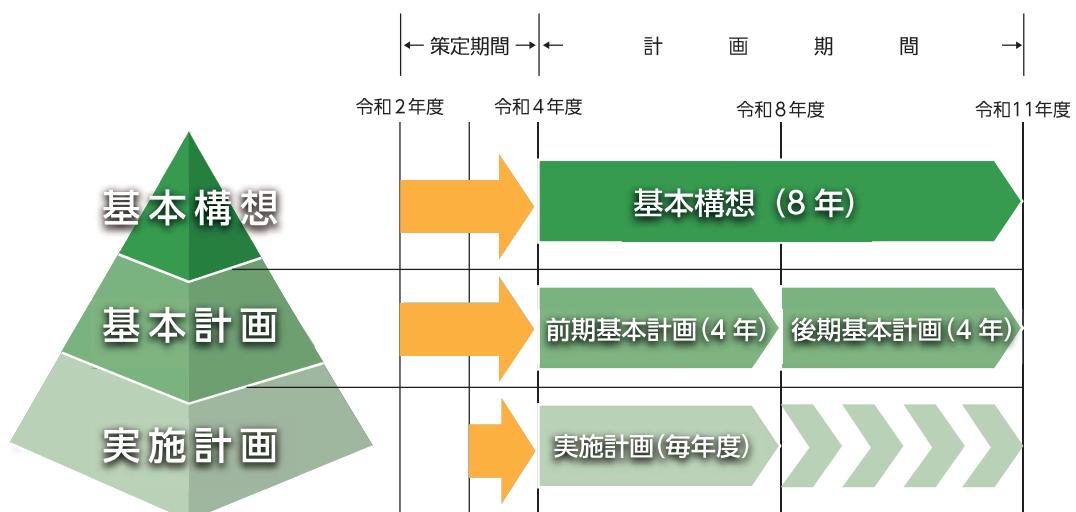
基本計画を構成する施策には、それぞれに成果指標（目標値）を設定し、PDCAサイクルに基づいた評価・検証を行います。

(3) 実施計画 毎年度（ローリング方式^{*1}により見直し）

基本計画で体系化した各施策において、毎年度実施する事業を示すものです。

実施計画は、各年度における予算編成や事業執行の具体的な指針となるもので、基本計画で設定した目標値の進捗状況等により、計画、実行、評価、改善のPDCAサイクルによる継続的な改善を行っていくことで、計画の質を高めていきます。

計画の構成と期間



(※1)：中長期の計画などを一定期間が経過するごとに見直しをすること。

第2節／本市を取り巻く現状と課題

1 社会潮流

本市を取り巻く社会環境の変化はめまぐるしいものがあります。今後のまちづくりにおいては、様々な社会の変化を的確に捉え、柔軟かつ迅速に対応していく必要があります。

(1) 人口減少・少子高齢化の進展

我が国の総人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに減少へと転じ、令和2年10月1日現在、1億2,615万人となっています。今後は人口減少が急激に進むことが予測されており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では令和35年に9,924万人と1億人を下回ることが予測されています。

このような人口減少と少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化により、労働力の減少、社会保障費等の増大、消費額の落ち込み等、従来の社会制度や経済状況に大きな影響を及ぼし始めています。東京をはじめとした都市部への一極集中を要因とした地方の人口減少に歯止めをかけるため、全国の自治体で移住定住の促進や仕事の創出、交流人口の拡大に向けて、地域資源を活用しながらまちの魅力を向上し、広く発信する地方創生の取組が進められています。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、密にならない環境やテレワークといった働き方が指向されており、地方の心の豊かさや田舎ならではの良さを再発見するきっかけになっています。このように地方の評価が高まっている今、地方へ人を呼び込むための絶好的の機会であり、まちの魅力を発信し、暮らしたい、暮らし続けたいと思える取組が求められています。

(2) デジタル技術の進化と普及

デジタル技術の飛躍的な発展は、高度情報通信ネットワーク社会を拡大させ、就業機会・形態の変容をはじめ、子どもたちの教育環境や高齢者・障がい者の社会参加機会の拡充、医療の充実など、人々の生活や経済活動等にもたらす効果は計り知れないものがあります。国では、日本が目指すべき未来社会の姿として、人工知能（AI）やビッグデータ等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れようとする「Society 5.0」を提唱しています。

こうした動きを踏まえ、デジタル技術を産業、観光、交通をはじめ、地域づくりや交流、多様な学びの促進、地域特有の新たな価値の創出などへ活用していくことが求められます。

また、国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」では、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示しています。自治体では、行政サービスにおけるデジタル技術の活用やビッグデータ等を活用した市民の利便性向上、デジタル技術やAI等の活用による業務効率化を図ることで行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められています。

第2節／本市を取り巻く現状と課題

(3) 自然災害の深刻化、安心安全に対する意識の高まり

本市にも甚大な被害をもたらした平成28年熊本地震や、令和2年7月豪雨など、全国各地で地震や局地的集中豪雨等による深刻な自然災害が発生しています。

今後、発生する災害に対し、建物の耐震性の向上、緊急物資の備蓄等に加え、市民と行政が連携を密にして備えておく必要があります。加えて、地域全体の防災力向上のため、日頃から地域で訓練を行うなど、災害に強い強靭なまちづくりが求められています。

また、感染症の流行拡大や高齢者の交通事故や消費者被害の増加、食の安全性の問題等、身近な生活での不安要素の増大により、危機管理への関心が高まっています。

安心安全なまちづくりのためには、個人や家庭だけでは、解決できない問題も多いことから、日頃から地域のつながりの重要性が認識されています。行政の支援による公助と、個人や家庭での対策による自助に加え、日頃からの近所づきあいや見守りなど、地域全体で取り組む共助の視点が重要です。

(4) 市民協働のまちづくりの推進

市民と行政との協働は、まちづくりの原動力となるものであり、全国各地でその取組が進められています。

本市でも、コミュニティ活動や生涯学習、観光振興など、様々な分野で市民主体の活動の展開により、行政主導のまちづくりから、市民や民間事業者、団体と行政が協働するまちづくりへの転換を図ってきました。

行政が実施する活動や事業の中には、行政が単独で実施するほうが効果的なもの、また、行政と市民や地域が協働で実施するほうが効果的なものがあります。さらに、地域企業等の民間事業者との共創の取組も重要になり、市民との協働と併せて、地域の活性化に結び付けていくことが求められます。

高齢化や人口減少の進行により、人と人との支え合いの基盤が弱まる中、地域の住民や多様な主体が自ら率先して地域活動に参画することによる地域コミュニティ機能の再構築が必要です。人と人、人と地域の様々な資源が世代や分野を超えてつながることで、地域をともに創っていく市民協働のまちづくりを進めることが重要です。

(5) 感染症による社会・価値観の変容への対応

新型コロナウイルス感染症は、人々の行動抑制による経済活動の低下や、個人消費の落ち込みなど、本市の地域経済や産業、市民の暮らしに大きな影響をもたらしています。

一方、密閉、密集、密接の「3つの密」を避ける新しい生活様式の実践や、感染予防対策の徹底などが定着していく中、非接触型の新たなビジネスの創出など、働き方、教育、医療、福祉などの様々な面で、住民の行動や意識の変容を取り入れた地域社会の構築が期待されています。

(6) 「誰一人取り残さない」社会の実現

2015年9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」は、持続可能な社会を実現するための国際社会全体の目標です。「誰一人取り残さない」をキーワードに、2030年までの達成を目指した目標を定めています。

経済・社会・環境の三側面から総合的に取組み、持続可能な世界の実現を目指すSDGsの推進は、現在のグローバル社会の下で重要なものとなっており、国、地域、企業、個人が一体となって、積極的に取組んでいくことが求められます。

持続可能なまちづくりを進める本市においても、令和3年5月に、内閣府より「SDGs未来都市」に選定されました。SDGsに掲げられている17の目標についても、今回策定する総合計画の中で政策や施策との関連付けを行い、取組を進めます。

(7) 環境保全意識の高まりと実践

大量生産や大量消費、大量廃棄の生活様式と経済活動は、地球温暖化や自然生態系に大きな影響を及ぼしています。このことから、自然との共生や環境への負荷が少ない循環型社会の形成が求められています。

このような状況に対応するため、国においては、自主的に環境に配慮した行動を一層推進し、地球環境に配慮した暮らしの実践など、脱炭素社会の実現に向けた取組が進められています。本市は、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画において、令和32年度（2050年度）までに温室効果ガス排出実質ゼロを目標としています。

また、環境の保全と自然資源の有効活用を図りながら、更なるごみの減量化やリサイクルの促進、不法投棄防止対策などに積極的に取り組む必要があります。

第2節／本市を取り巻く現状と課題

(8) 多様性を認め合う社会づくりの推進

人とのつながりや絆が重視され、支え合いながら生活する社会が求められる一方、個性が尊重され、個人の幸福が追求されるなど、多様な価値観への理解も求められています。

また、性別や年齢に捉われることなく、仕事と生活の調和や家庭と地域社会、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できる社会が求められています。

(9) 地域づくりを支える自治体間の広域連携

地方分権改革により地方自治体への権限移譲が進む中、広域連携によるスケールメリットを生かした経営基盤強化が求められています。

地域を取り巻く課題は高度化、複雑化しており、単一の自治体だけでは解決が難しい事案が数多く存在しています。このため、地域の実情に合わせ、適切な連携手法を取り入れることが有効です。本市では、近隣市町とのつながりをもとに、平成10年7月に「菊池広域連合」を設立しているほか、平成31年3月に「熊本連携中枢都市圏構想」の形成に係る連携協約を締結しています。

市民が安心して暮らしていくよう、近隣市町村と連携し、経済、都市機能、生活関連機能の向上に資する取組により、人々が集まる魅力的な圏域の形成を目指します。

2 菊池市の特性

(1) 菊池市の位置・地勢

本市は平成17年3月22日に旧菊池市、菊池郡七城町、旭志村、泗水町が合併してできた「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」です。熊本県の北東部に位置し、東部は阿蘇市、南部は大津町や合志市、西部は熊本市、山鹿市、北部は大分県日田市にそれぞれ接しています。

地勢は、北部の八方ヶ岳から東部の阿蘇外輪山まで山岳が連なっており、地域の大半を森林が占めています。それら山岳からの豊富な水が菊池川をはじめとして迫間川、河原川、合志川に流れおり、菊池平野を潤し、肥沃な土地を形成しています。



(2) 菊池市の魅力

① 受け継がれてきた歴史文化

本市は古来、市名に名を残す菊池一族の統治により南北朝時代には九州の政治・文化の中心地として栄え、政治・教育・文化面において広く影響を与えてきました。市内には菊池一族を偲ばせる史跡が今も数多く残っています。

その後、江戸・明治期には農業技術先進地として、発展を遂げました。米づくりの技術は現代にまで受け継がれており、平成29年には、「米作り、二千年に渡る大地の記憶～菊池川流域『水稻』物語～」が「日本遺産」として認定されています。

ほかにも、国営公園化を目指す鞠智城跡など、貴重な歴史資源を見ることができます。

また、先人たちにより大切にされてきた地域の宝の保護や活用、地域にある遺産の掘り起こしなどを目的に菊池遺産を認定するなど、ふるさとの魅力を高める取組を進めています。

② 質の高い農林畜産物

本市は豊かな自然を生かした農林畜産業が基幹産業であり、日本穀物検定協会の食味ランキングにおいて高い評価を受けている七城のこめをはじめ、メロンや牛肉、水田ごぼう、県内一の生産量を誇る椎茸などは、ブランド化され県内外へ出荷されています。そして、農林畜産物の更なるブランド化・高付加価値化を図るため、くまもとグリーン農業制度の基準に、市独自

第2節／本市を取り巻く現状と課題

の安心安全な生産基準を加えた「菊池基準」を設定し、高品質で魅力ある農林畜産物づくりを進めており、市内外の方から好評を得ています。

③ 豊富な観光資源

美しく幻想的な風景で多くの人を魅了する菊池渓谷や、「美肌の湯」として親しまれている菊池温泉のほか、桜、ホタル、コスモス等の四季を彩る景観などの豊富な自然資源と、菊池一族をはじめとした歴史文化を物語る観光スポットなど、多くの観光資源を有しています。

3 人口動態

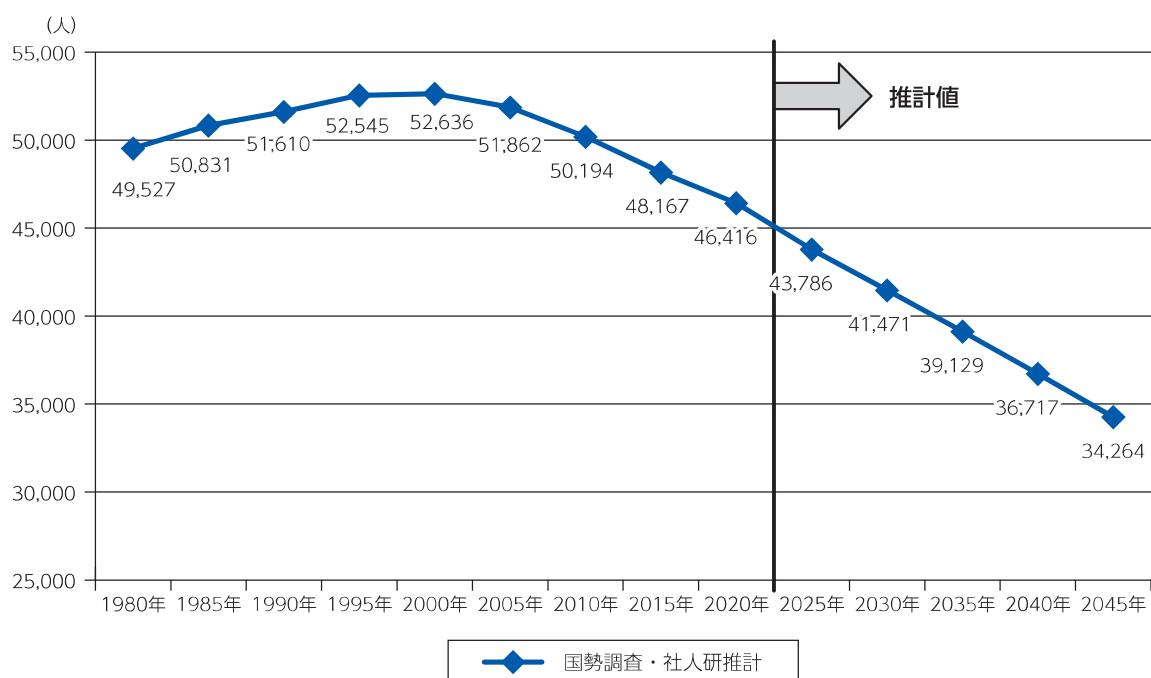
(1) 総人口

本市の人口は、1955（昭和30）年頃に約61,000人とピークを迎え、その後、1975（昭和50）年頃までは減少が続き約48,000人となりました。そこから2000（平成12）年にかけて約53,000人まで再び増加した後、今日に至るまで減少が続いている。

これは、死亡数が出生数を上回る「自然減」が増加傾向にあることが大きな要因となっているほか、転出数が転入数を上回る「社会減」が常態化していることが要因として挙げられます。

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の「日本の地域別将来推計人口」（平成30年推計）によると、今後も減少傾向は続き、2045年（令和27年）には、約34,000人まで減少すると見込まれています。

総人口の推移と将来見通し



出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

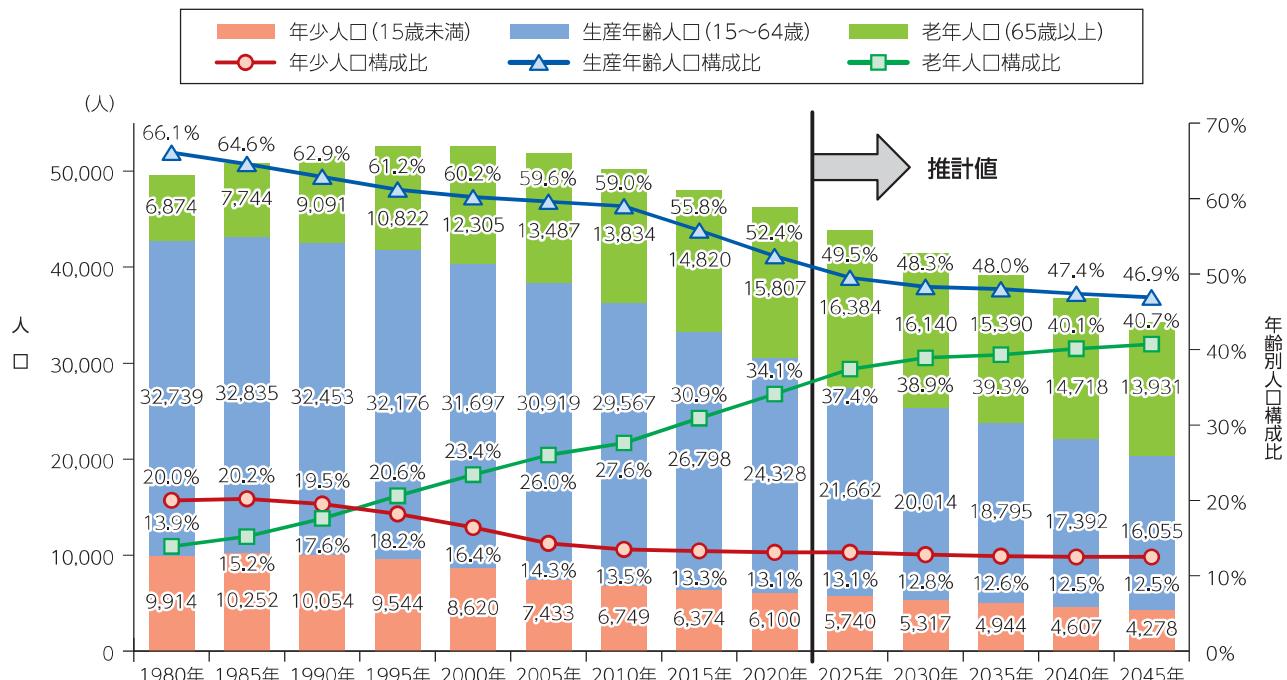
第2節／本市を取り巻く現状と課題

(2) 年齢別人口

年齢3区分別の人口推移をみると、近年、「年少人口」（0～14歳）と「生産年齢人口」（15～64歳）は減少しており、「老人人口」（65歳以上）が増加しています。これは、未婚化・晚婚化・晚産化等による少子化の進行、団塊世代の「生産年齢人口」から「老人人口」への移行、平均寿命の上昇によるものです。

社人研の推計においても年少人口と生産年齢人口は減少し続けることが見込まれており、生産年齢人口の減少が地域経済における生産性などに大きな影響を与えることが懸念されます。

年齢3区別人口の推移



出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

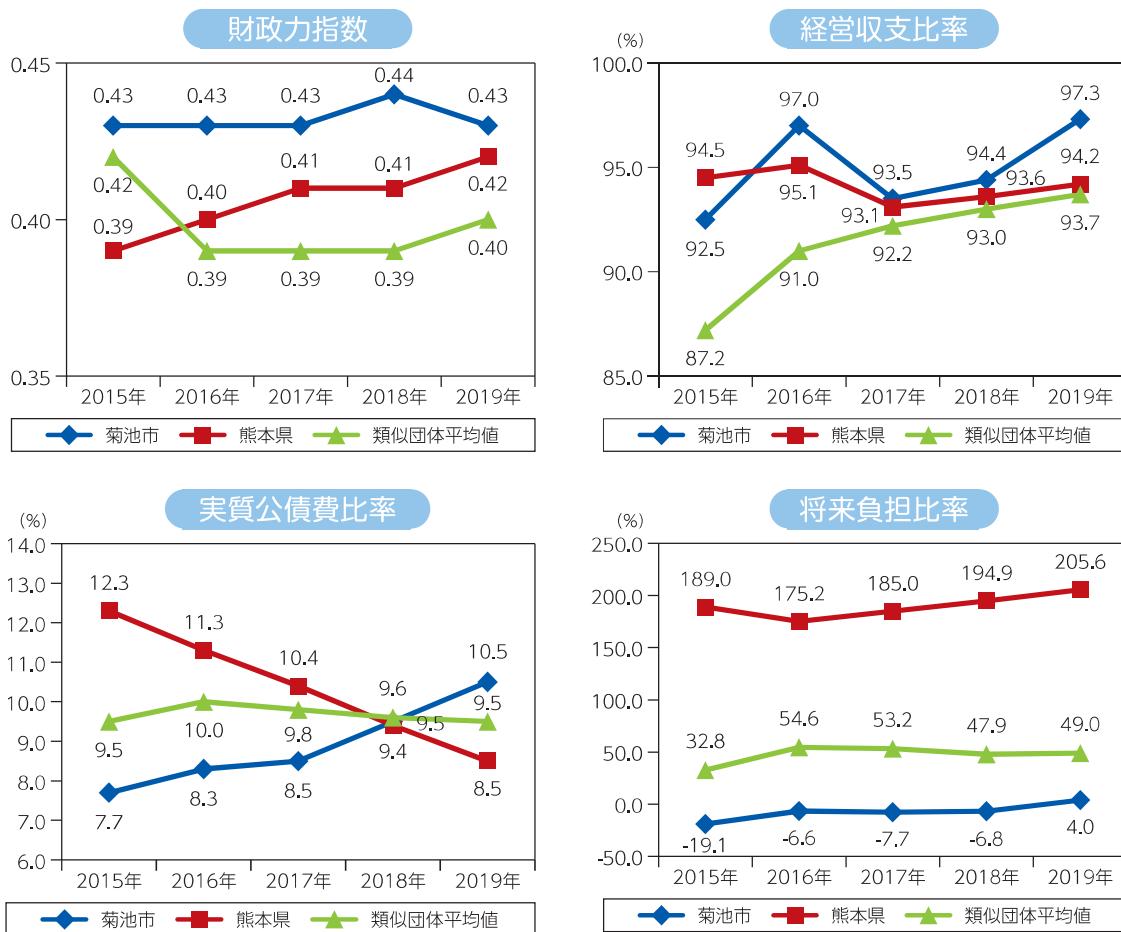
(※)：各年の人口のうち年齢「不詳」であったものについては、人口の中に含めていない。

4 財政状況

財政力指数^{*1}は、熊本県平均や類似団体の平均を上回っているものの、人口の減少や全国平均を上回る高齢化率等を要因として税収の増加が見込めない状況が続いており、ここ数年は横ばいで推移しています。

財政の柔軟性を表す経常収支比率^{*2}は、熊本県平均や類似団体の平均を上回っており、硬直化した財政状況が続いています。

実質公債費比率^{*3}は年々増加しており、熊本県平均や類似団体の平均を上回っています。今後、公共施設整備や熊本地震の災害復旧事業の元利償還が本格化することから、発行額を償還額以下に抑制するなど地方債残高の圧縮に努める必要があります。一方、将来負担比率^{*4}は増加したもの、熊本県平均や類似団体の平均を大きく下回っています。引き続き、事業見直しによる通常経費の抑制等を行うなど、健全な財政運営が求められます。



出典：熊本県財務諸表、菊池市財務状況資料集

(※1)：地方公共団体の財政力を示す指標。基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値。

(※2)：地方税、地方交付税などの経常的な一般財源が、どの程度経常的な経費に充てられているかを示す指標。

(※3)：地方公共団体の一般会計等が負担する、元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

(※4)：地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。

第2節／本市を取り巻く現状と課題

5 市民の意向

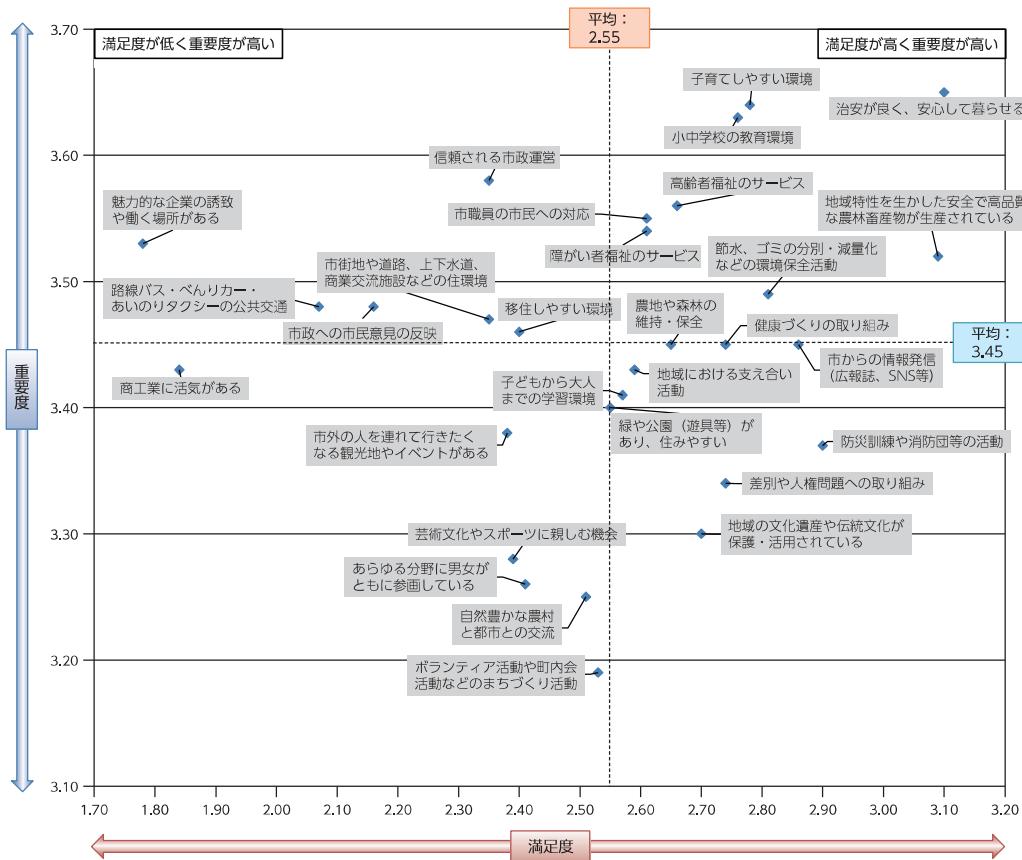
(1) 市民意識調査の結果

第3次菊池市総合計画の策定における基礎資料とするため、令和2年8月に市民アンケートを実施しました。調査結果から総合計画を策定する上で留意した点を示します。

調査名：第3次菊池市総合計画策定のための市民アンケート調査
調査対象：住民基本台帳から無作為に抽出した市民5,000人
回収数：2,327件（46.5%）

① 市民生活やまちづくりに関する項目についての満足度と重要度

満足度と重要度の相関図



上の図は、市民意識調査結果から、市民生活やまちづくりに関する項目について満足度と重要度を相関図にしたものです。

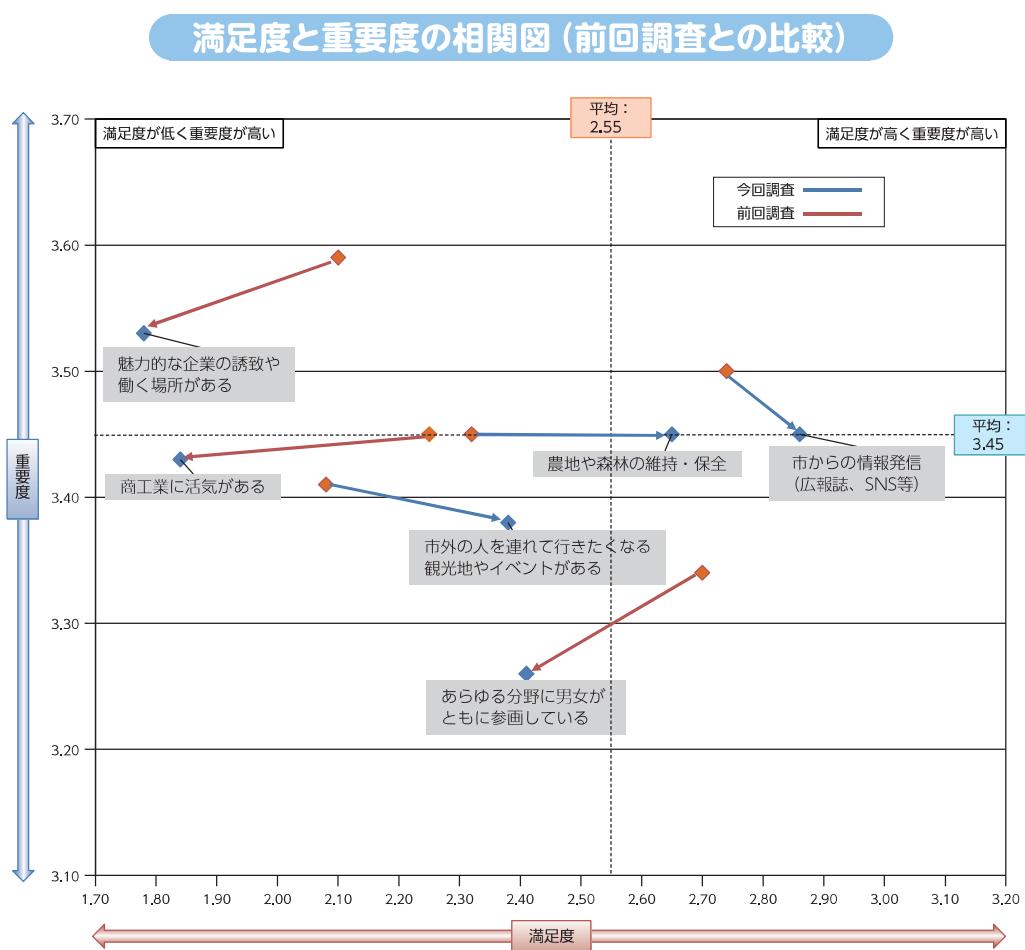
満足度が高く重要度が高い項目には、「治安が良く、安心して暮らせる」「地域特性を生かした安全で高品質な農林畜産物が生産されている」「子育てしやすい環境」「小中学校の教育環境」

5. 市民の意向

などが位置付けられます。今後も満足度を維持するため、これまでの取組の継続に加え、新たな取組を展開していく必要があります。

満足度が低く、重要度が高い項目に、「魅力的な企業の誘致や働く場所がある」「路線バス・べんりカー・あいのりタクシーの公共交通」「商工業に活気がある」「市政への市民意見の反映」などがあり、施策が市民の満足度の向上に直結する、今後力を入れていくべき事項といえます。

② 前回調査との比較



上の図は、市民生活やまちづくりに関する項目の満足度と重要度で、前回調査（平成28年度）と比較して満足度が上がった項目、下がった項目のうち、各上位3項目を相関図上に示したものです。

満足度が上昇した上位3項目は、「農地や森林の維持・保全」「市外の人を連れて行きたくなる観光地やイベントがある」「市からの情報発信（広報誌、SNS^{*1}等）」となっており、今後も継続した取組により満足度の向上が見込まれます。

(※1)：登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

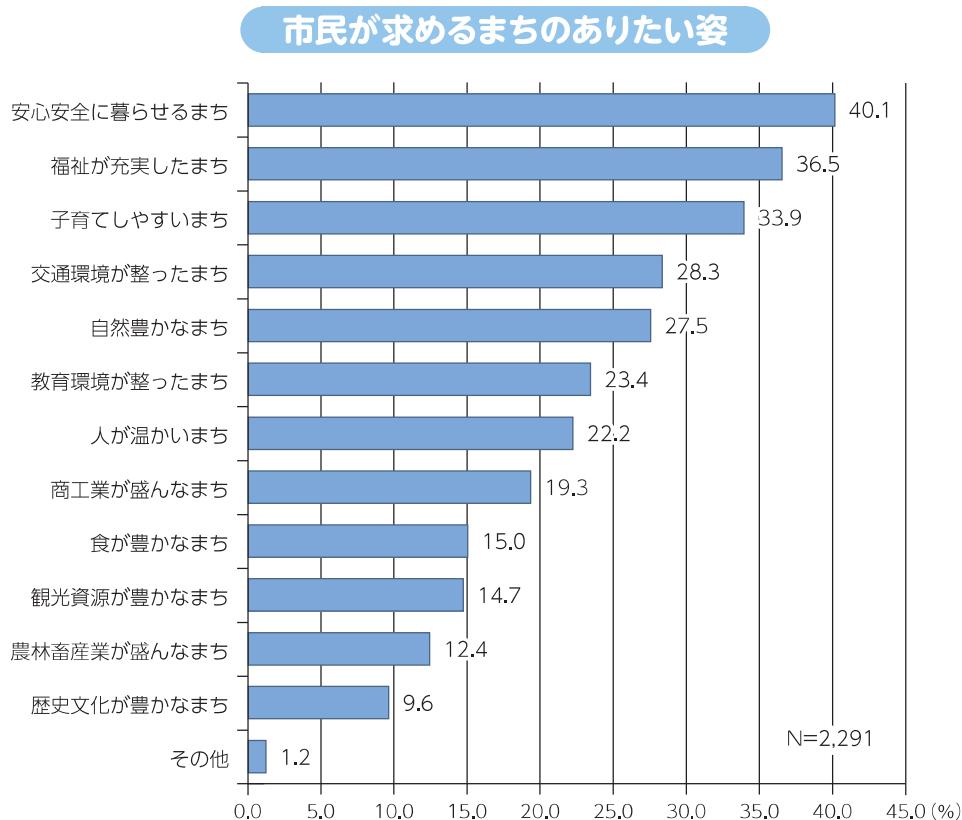
第2節／本市を取り巻く現状と課題

一方、満足度が下降した上位3項目は、「商工業に活気がある」「魅力的な企業の誘致や働く場所がある」「あらゆる分野に男女がともに参画している」となっています。満足度向上に向けて、地方創生やデジタル化による商工業の活性化、ワーク・ライフ・バランスを重視した多様な働く場の確保などの改善策を講じる必要があります。

③市民が求めるまちのありたい姿について

市民が求めるまちのありたい姿は、「安心安全に暮らせるまち」が40.1%、次いで「福祉が充実したまち」の36.5%、「子育てしやすいまち」が33.9%となっています。

安心安全の確保は、市民にとって最も基本的なニーズであり、防災・減災や感染症対策、犯罪被害の防止など様々な観点での対策が求められます。また、子育て支援や、福祉の充実により、市民が生涯にわたって豊かな生活を送ることができる基盤の整備が必要です。



(2) 高校生アンケートの結果

本市の未来を担う若者世代の意見を総合計画に反映するため、令和2年11月に高校生アンケートを実施しました。調査結果から総合計画を策定する上で留意した点を示します。

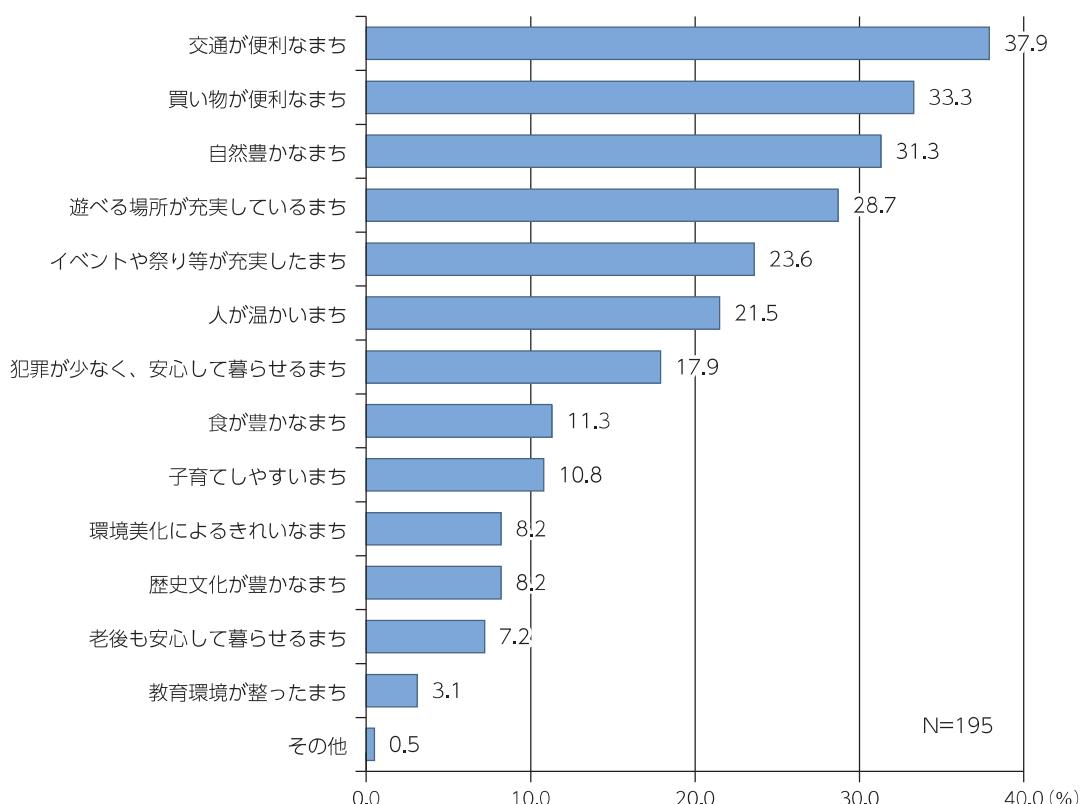
調査対象：菊池高校、菊池農業高校、菊池女子高校の高校3年生

回収数：195件

① 高校生の求めるまちのありたい姿について

高校生の求めるまちのありたい姿は、「交通が便利なまち」が37.9%と最も高く、次いで「買い物が便利なまち」が33.3%、「自然豊かなまち」が31.3%となっています。デジタル化や、周辺自治体・地域事業者との協働によるまち全体の生活利便性向上が求められています。

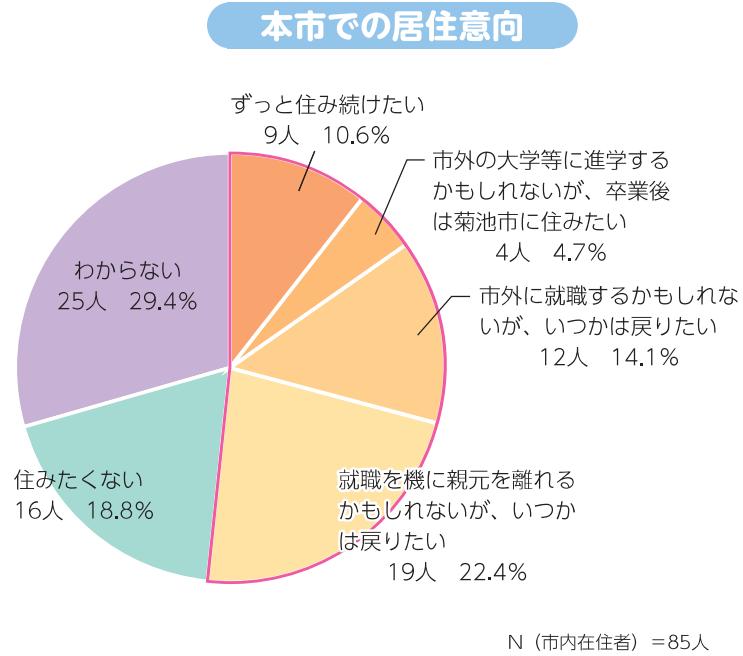
高校生が求めるまちのありたい姿



第2節／本市を取り巻く現状と課題

② 本市での居住意向について

居住意向についてみると、市内在住者の51.8%と過半数が「ずっと住み続けたい」または「進学や就職により一時は本市を離れるが、将来は戻りたい」と考えていることが分かります。高校生から将来的に本市に戻りたいと思われるようになるための環境整備をしていく必要があります。



(3) 市民ワークショップの結果

総合計画に市民の意見や思いを反映するために、令和2年10月から11月にかけて、SDGsのカードゲームを通じて、市民の視点に基づいた持続可能な本市の「ありたい姿」や「ありたい姿に対する課題」、「課題に対して市民自らができること」を話し合う、市民ワークショップを開催しました。

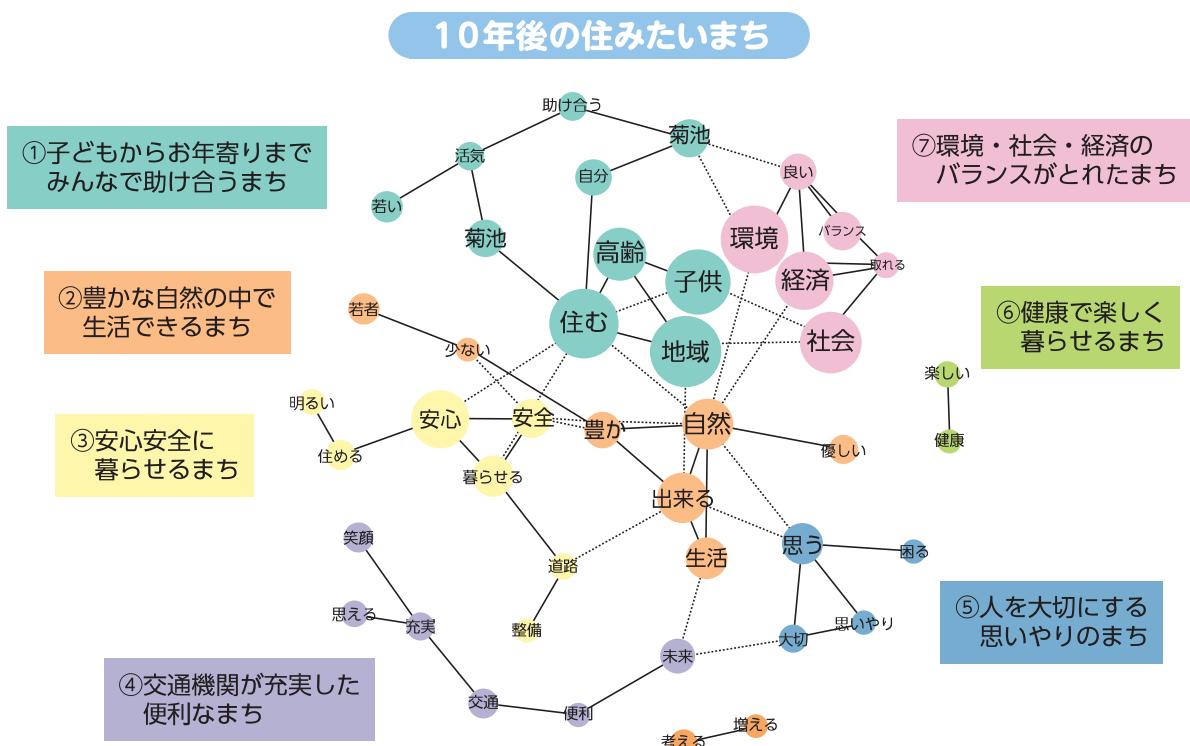
ワークショップ名：まちの未来を語ろう！市民ワークショップ

開催回数：6回

延べ参加人数：192人

下の図は、市民ワークショップから得られた、市民が望む「10年後の住みたいまち」についての意見分析^{*1}です。キーワードをグループ分けすると①子どもからお年寄りまでみんなで助け合うまち、②豊かな自然の中で生活できるまち、③安心安全に暮らせるまち、④交通機関が充実した便利なまち、⑤人を大切にする思いやりのまち、⑥健康で楽しく暮らせるまち、⑦環境・社会・経済のバランスがとれたまち、にまとめられました。

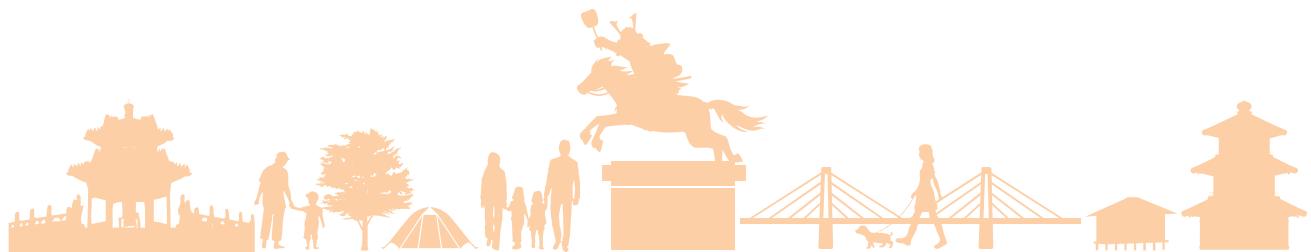
市民にとって10年後も住み続けたいまちであり続けるために、安心安全な暮らしの基盤を整備するだけでなく、地域コミュニティを強化した上で、地域経済の活力を創出することが求められています。



(※1) : 「KH Coder」を用いてテキストマイニングによる分析を実施。出現数の多い単語ほど大きな円で表される。線で結ばれている単語には関連性があり、色ごとにグループ分けされている。

第2章

基本構想



第1節／市の将来像

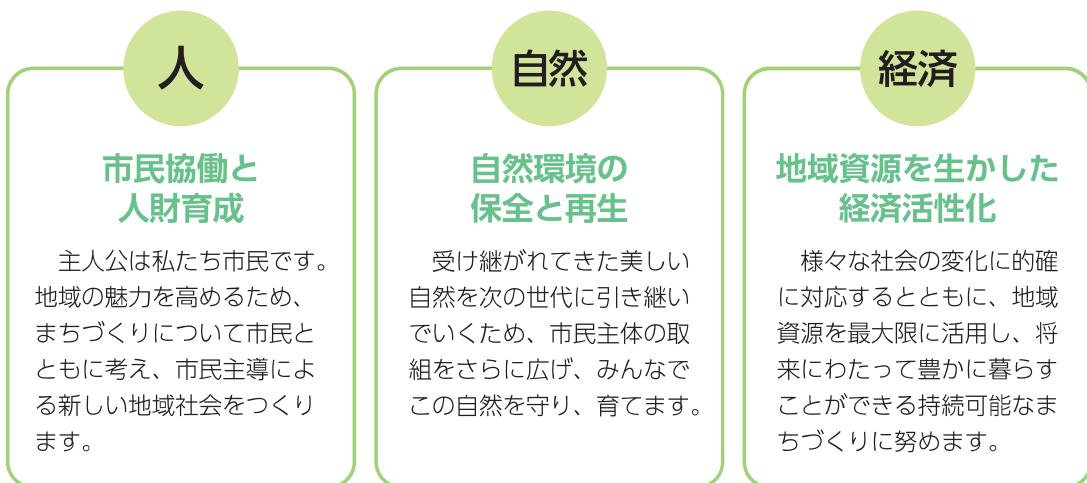
1 まちづくりの理念

まちづくりの理念は、合併時の新市建設計画において「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」を掲げ、本市の豊かな自然環境や歴史を生かし、人のやさしさでつくりあげる健康で活力のあるまちづくりを目指してきました。第3次総合計画においても、この理念を尊重し、今後のまちづくりにおいて継承することとします。

2 将来像

人と自然が調和し 希望と活力に満ちた
『癒しの里』きくち

まちづくりのための3つの柱



本市のまちづくりにとって「人」と「自然」は大切な“宝”です。将来にわたって夢や希望を持つことができ、誰もが住みたくなるようなまち。さらに、多くの人々が集い、働き、遊び、多様な交流が生まれ、地域経済が活性化し、豊かな生活を送ることができるまちを目指します。

また、『癒しの里』きくちには、安心安全な暮らしや福祉の充実、子育てしやすい環境など、市民が求める将来像と同じく住む人にとて、この地に生まれて、住んで良かったと思える、安心安全なまちを望む意味が込められています。

第2節／土地利用の方向性

市域全体の均衡ある発展と総合的かつ計画的な土地利用を推進するにあたっては、自然環境の保全と都市環境の調和を図るとともに、地域の社会的、経済的、歴史的、文化的な諸条件に配慮する必要があります。さらに、国県道等の主要幹線を最大限に生かした企業集積や住宅需要、優良農地の確保など、長期的な展望のもとに土地利用を図っていくことが求められます。

土地利用の考え方

現況の土地利用状況、地域特性を踏まえて、以下のように土地利用をゾーニング（区分）することで、本市の均衡ある持続的発展と一体性の確保を図ります。

なお、土地利用に関する具体的施策等については、総合計画における位置づけを踏まえ、関連計画等において策定します。

■自然環境保全ゾーン

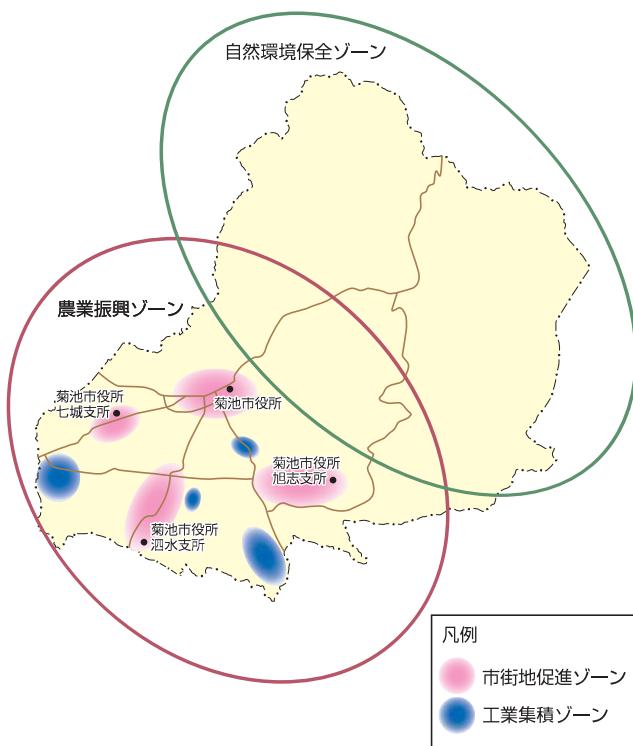
菊池渓谷に代表される阿蘇くじゅう国立公園など豊かな自然環境を有する地域については、美しい景観とともに水源かん養、生態系の維持などの機能を有することから、自然環境の保全に努めます。

また、市民や来訪者が身近に自然と触れ合える場として、自然環境の保全に十分配慮しつつ積極的な活用を図ります。

■農業振興ゾーン

本市の基幹産業である農業を支えるため、優良農地の保全や営農環境を維持し、農地と住宅地が調和した基盤整備を進めます。

土地利用イメージ図



■市街地促進ゾーン

個性ある商業機能や新たな都市機能集積を促進するとともに、居住環境の改善やコミュニティの強化を推進します。また、多様な人々がそれぞれの地域特性を生かし、安心して暮らせる、交流と賑わいを生むコンパクトで良好な市街地の形成を図ります。

■工業集積ゾーン

用途地域として指定されたまとまりのある工業地のほか、国道沿いに整備された工業団地など、周辺の環境と調和した生産性の高い工業地の集積を促進します。